



# ります



## ◎「都市計画税」って何？

都市計画税は、都市計画区域内の道路、公園、下水道などの都市計画施設の整備といった「都市計画事業」や「土地区画整理事業」など、まちづくりのための事業に充てるために課税される目的税（使い道が特定されている税）です。都市計画税の賦課の仕方や税率などは、各自治体の条例で定めます。



語句説明

### 用途地域とは？

用途地域は、都市全体の土地利用の基本的枠組みを設定するものです。住居、商業、工業等の地域を適正に配置して機能的な都市活動を確保するとともに、建築物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどを規制・誘導し、秩序あるまちづくりに大きな役割を果たすものです。

## ◎「都市計画税」の計算方法は？

**都市計画税 = 都市計画税の課税標準額 × 0.3% (税率)**

### 都市計画税の課税標準額

都市計画税の課税標準額は、所有する土地や家屋の大きさ、用途などにより特例措置があり、一律ではありません。

都市計画税と固定資産税の特例措置などの主な違いは次のとおりです。

Check!!

### ※都市計画税の免税点※

固定資産税について免税点未満のものは、**都市計画税はかかりません。**

固定資産税の免税点は、納税義務者ごとの課税標準額の合計が土地については30万円、家屋については20万円です。

種別		都市計画税	固定資産税
土地	課税標準の特例	小規模住宅用地 (200㎡以下)	評価額の 1/3
		その他の住宅用地	評価額の 2/3
家屋	税額の特例	新築住宅に対する 減額措置	なし

## ◎「都市計画税」の納税方法は？

都市計画税は、固定資産税とあわせて納めていただきます。(写真は平成20年度の納付書です。▶)

